

ニーズに合わせて相談できる2つの窓口

経営の相談窓口を開設しました



市は高崎商工会議所などと連携して、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の事業者を対象とした、相談窓口を2か所開設しました。鞆町の「まちなか経済情報センター」では、新型コロナウイルスに関連する支援制度の紹介や手続きなどをサポート。商工会議所にある「経営 SOS 相談所」では、資金繰りなどの経営課題に対応します。今回号では、各相談窓口の概要をお知らせします。問い合わせは、産業政策課（☎ 321-1255）へ。

予約不要で気軽に相談

まちなか経済情報センター

問い合わせ先=同センター（☎386-6850）

予約不要で気軽に立ち寄れる、身近な相談窓口です。新型コロナウイルス感染症に関連する支援制度の申請方法や、経営のちょっとした困りごとなどの相談ができます。商工会議所の職員の他、月・水・金曜日には市職員が、木曜日には日本貿易振興機構（ジェトロ）の職員が相談に対応。事業者に役立つ市の制度や海外への販路開拓など、さまざまな相談をワンストップで受け付けています。



場所は鞆町で、受付時間は月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分です。

窓口で相談を受ける職員に聞きました



支援制度や経営のことを気軽に相談してください

まちなか経済情報センター
所長 高橋 豊さん

事業者へのさまざまな支援制度などを紹介しています。自分が対象になるのか、必要な書類は何かなど、どんなことでも聞いてください。従業員の雇用や税金などの相談もできます。まちなかにあり、予約も必要ないので、気軽に立ち寄ってください。市やジェトロなどと協力し、事業者の皆さんをサポートします。

専門家などと連携して支援

経営 SOS 相談所

問い合わせ先=高崎商工会議所（☎ 361-5171）

資金繰りの悪化など、深刻な経営課題の相談を受け付けます。内容に応じて、市や高崎商工会議所、金融機関などの関係機関と、弁護士や税理士などの専門家が連携して対応。一体となって支援を行います。

場所は高崎商工会議所（問屋町2丁目）で、受付時間は月～金曜日の午前9時～午後5時30分です。相談には予約が必要です。申し込みは、高崎商工会議所のホームページから申込書をダウンロードして、ファクスで同会議所（☎ 362-3550）へ。



(5) 高崎市役所 ☎027-321-1111



市は、市内の飲食店や小売店で使える「子育て応援商品券」を追加発行する予定です（議会承認後）。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する、市独自の取り組みです。**5月下旬から商品券を送付** 今回対象となるのは、令和3年3月31日時点で本市に住む、下表①～④のいずれかに当てはまる世帯です。児童手当の所得制限以上の所得があり、子ども1人当たり月額5000円の特例給付を受けている世帯は、対象になりません。昨年度に商品券を配布された世帯も、対象になります。商品券は5月下旬から、簡

易書留で送付します（転入した世帯は6月中旬から）。**公務員と高校2年生の子どもがいる世帯などは手続きが必要** 公務員と、下表④に当てはまる世帯などは、申請手続きが必要です。詳しくは、市ホームページで確認してください。**来年3月31日まで使えます** 今回配布する商品券（ピンク色の券）は、1世帯につき5万円分（1000円券×50枚）で、使用期間は来年3月31日（木）までです。昨年7月に配布した商品券（緑色の券）の使用期間は、7月31日（土）までです。取扱店は、店に張られたポスターが目印で、現在約2300店が参加。市ホームページでも確認できます。



5か月の男の子のママ
竹内 早希さん

商品券が届くのが楽しみです。子ども服や、離乳食用の調理器具を買おうかな。



今回の券はピンク色

第1子が昨年6月1日以降に生まれた世帯などが対象です
5万円分の「子育て応援商品券」を配布
市は、昨年6月1日以降に第1子が生まれた世帯などを対象に、市内のお店で使える「子育て応援商品券」を配布します。市は昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響で、家計の負担が増えている子育て世帯に同商品券を配布。今回、同感染症の終息が見込めない状況を踏まえ、追加発行する予定です（議会承認後）。問い合わせは、商品券や取扱店については、産業政策課（☎ 321-1255）へ、対象については、こども家庭課（☎ 321-1247）へ。



市ホームページ

	誕生・転入の時期	児童手当の受給状況
①	令和2年6月1日～3年3月31日に第1子が生まれた	令和3年4月分の児童手当の対象になっている
②		令和3年4月分の児童手当の対象になっている
③	令和2年6月1日～3年3月31日に転入した	4月から高校1年生になった子どもがいて、令和3年3月分の児童手当の対象になっている
④		4月から高校2年生になった子どもがいて、令和2年3月分の児童手当の対象になっている



取扱店はポスターが目印